

尾道糸崎港港湾計画資料

－ 軽易な変更 －

令和6年4月

尾道糸崎港港湾管理者

広島県

目 次

1. 変更理由	1
2. 港湾施設の規模及び配置に関する資料	2
2-1. 旅客船埠頭計画	2
2-2. 小型船だまり計画	4
3. 港湾の環境の整備及び保全に関する資料	6
3-1. 港湾環境整備施設計画	6
4. 土地造成及び土地利用計画に関する資料	8
4-1. 土地利用計画	8
5. その他の資料	9
5-1. 環境の保全に関する資料	9
5-2. 新旧法線対照図	11
5-3. 地方港湾審議会名簿	12

1. 変更理由

内港地区において、良好な港湾の環境形成、賑わい空間の創出及び既存施設の有効活用に対応するため、旅客船埠頭計画、小型船だまり計画、港湾環境整備施設計画及び土地利用計画を変更する。

2. 港湾施設の規模及び配置に関する資料

2-1. 旅客船埠頭計画

(1) 旅客船埠頭の現況

内港地区の旅客船埠頭の現況は、以下に示すとおりである。

表 2-1-1 内港地区の旅客船埠頭（係留施設）の現況

地区	埠頭	施設諸元		整備状況	備考
		水深	栈橋数		
内港	小型栈橋	3.5m	2	既設	

表 2-1-2 内港地区の旅客船埠頭（埠頭用地）の現況

地区	施設名	面積（h a）	整備状況	備考
内港	埠頭用地	0.9	既設	港湾ビル 交通広場等

(2) 旅客船埠頭計画の必要性

旅客船等の利用に対応するため、内港地区の旅客船埠頭計画を変更する必要がある。

(3) 今回計画する旅客船埠頭の規模及び配置

今回計画する旅客船埠頭の規模及び配置は、次に示すとおりである。

表 2-1-3 内港地区の旅客船埠頭（係留施設）の計画

地区	埠頭	施設諸元		整備状況	備考
		水深	栈橋数		
内港	小型栈橋	3.5m	2	既設	

表 2-1-4 内港地区の旅客船埠頭（埠頭用地）の計画

地区	施設名	面積（h a）	整備状況	備考
内港	埠頭用地	0.3	既設の変更計画	旅客ターミナル 交通広場等

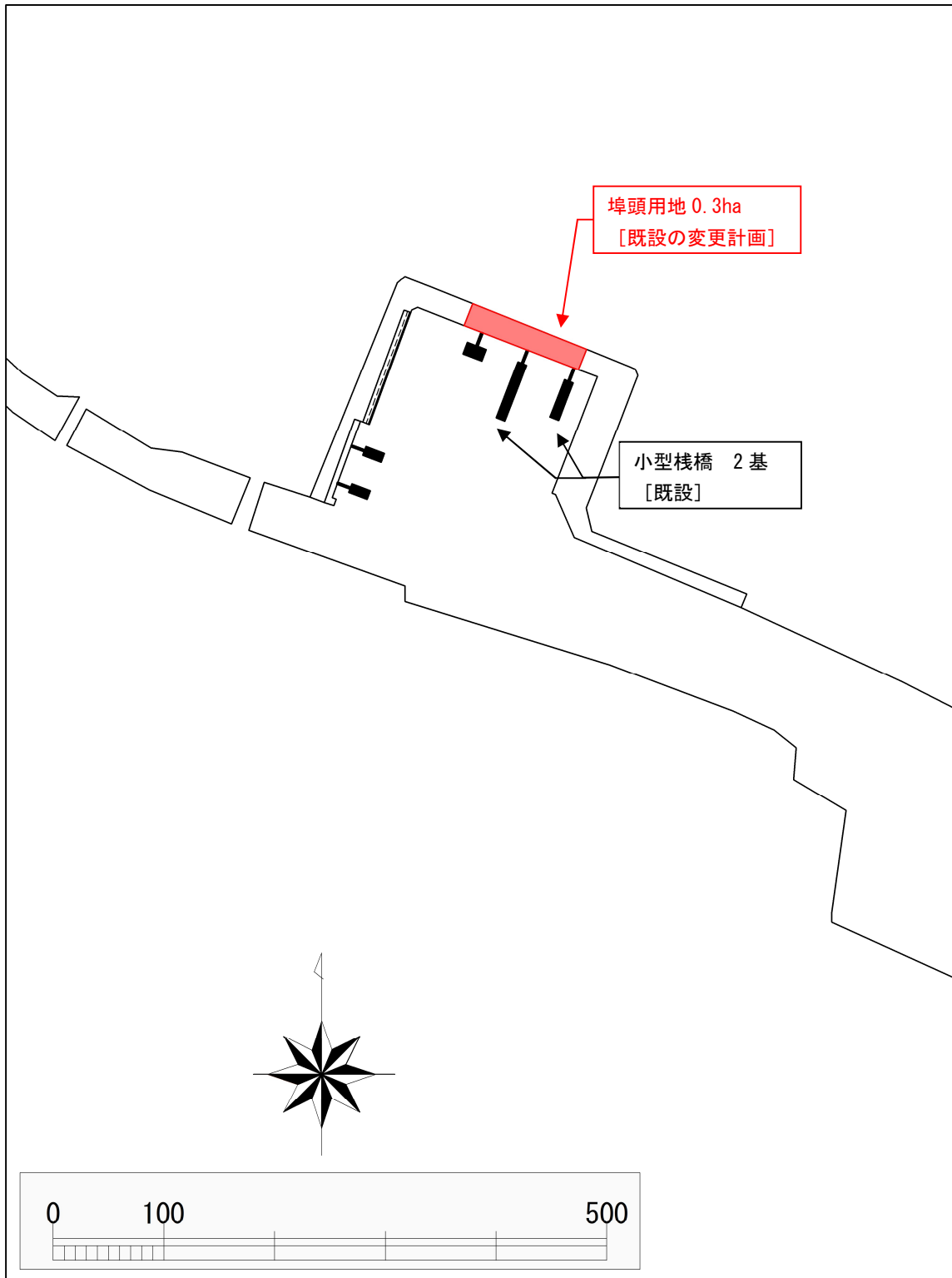


図 2-1-1 今回計画する旅客船埠頭の位置図

2-2. 小型船だまり計画

(1) 小型船だまり計画の現況

内港地区の小型船だまりの現況は、以下に示すとおりである。

表 2-2-1 小型船だまりの現況

地区	施設	施設の規模	区分	備考
内港	内港 船だまり	係留施設	既設	官公庁船や作業船の係留等に 利用されている。
		小型栈橋 3基		
		物揚場 水深 2m 延長 108m		
		埠頭用地 0.1ha	既設	

(2) 小型船だまり計画の必要性

小型船を効果的かつ効率的に係留するため、内港地区に小型船だまりを計画する必要がある。

(3) 今回計画する小型船だまりの規模及び配置

今回計画する小型船だまりの規模及び配置は、次に示すとおりである。

表 2-2-2 計画する小型船だまりの規模及び配置

地区	施設	施設の規模	区分	規模及び配置の 考え方
内港	内港 船だまり	係留施設	既設	現在、官公庁船や作業船の係留 等に利用されており、既存施設 の利用実態を踏まえ、小型栈橋 及び物揚場を活用する。
		小型栈橋 3基		
		物揚場 水深 2m 延長 108m		
		埠頭用地 0.1ha	既設	

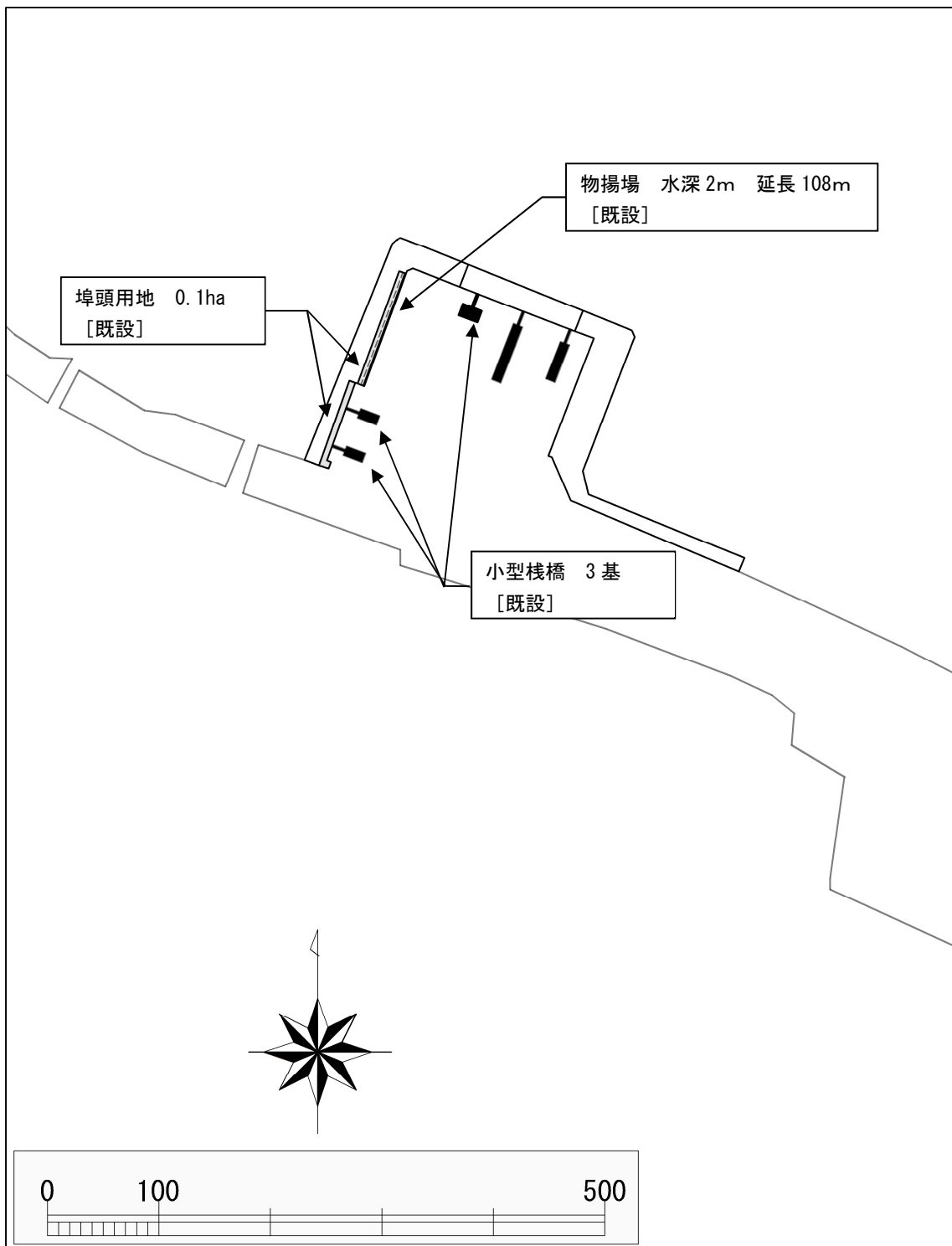


図 2-2-1 今回計画する小型船だまりの位置図

3. 港湾の環境の整備及び保全に関する資料

3-1. 港湾環境整備施設計画

(1) 緑地の現況

内港地区における緑地の現況は、次に示すとおりである。

表 3-1-1 緑地の現況

地区	名称	面積	主な用途	状況
内港	内港地区緑地	0.8ha	シンボル緑地	既定計画

(2) 緑地計画の必要性

良好な港湾の環境形成及び賑わい空間の創出を図るため、内港地区の緑地計画を変更する必要がある。

(3) 今回計画する緑地の規模及び配置

内港地区に今回計画する緑地の規模及び配置は、次に示すとおりである。

表 3-1-2 緑地の規模及び配置

地区	名称	面積	主な用途	状況
内港	内港地区緑地	1.2ha	シンボル緑地	既定計画の 変更計画

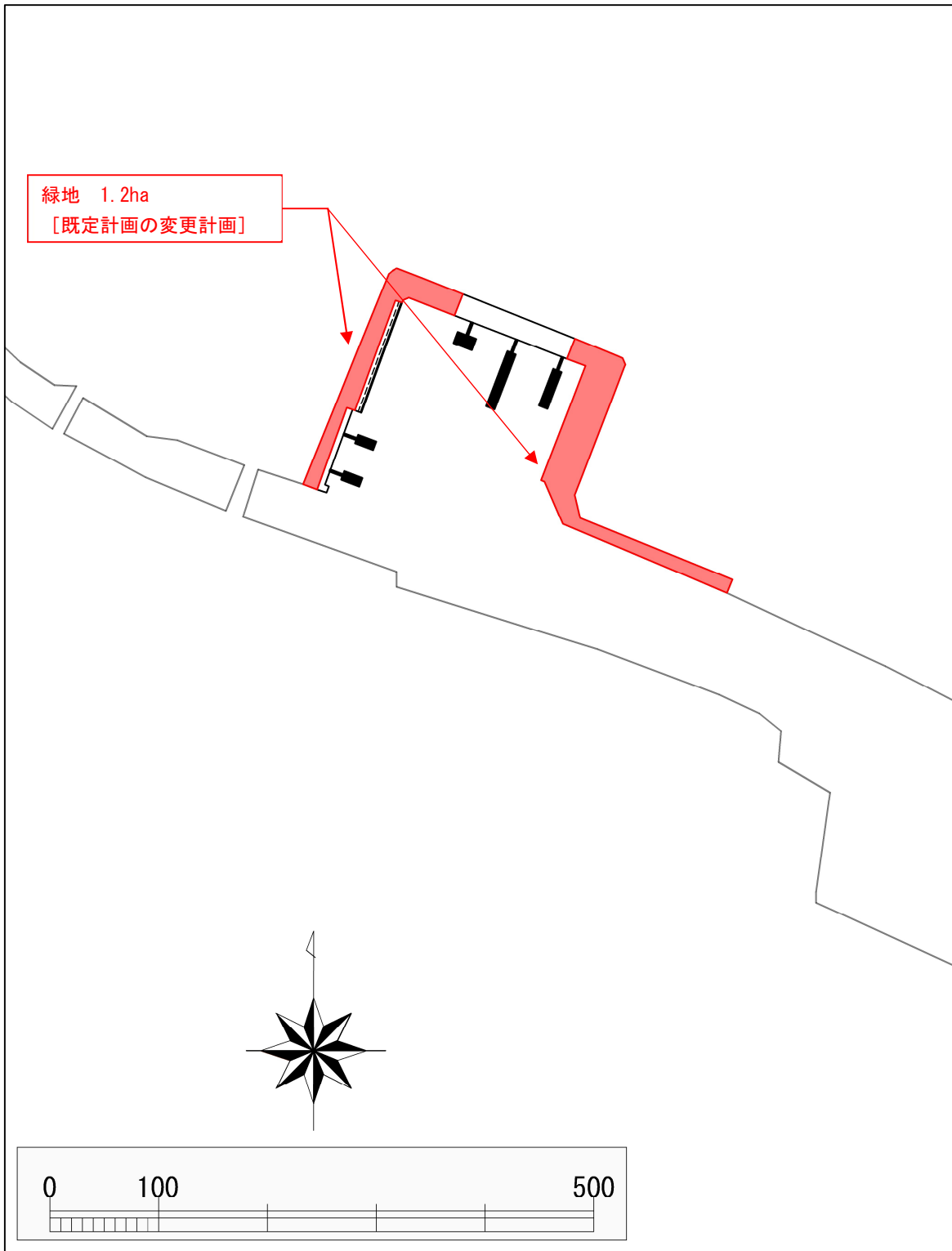


図 3-1-1 今回計画する緑地の位置図

4. 土地造成及び土地利用計画に関する資料

4-1. 土地利用計画

(1) 土地造成に係らない土地利用計画

表 4-1-1 土地造成に係らない土地利用計画

用途 地区名	変更前		変更後		変更理由
	土地利用	面積 (ha)	土地利用	面積 (ha)	
内港	埠頭用地	3.7	埠頭用地	3.1	旅客船埠頭計画、小型船だまり計画、緑地計画の変更に伴い土地利用を変更する。
	交通機能用地	0.4	交通機能用地	0.4	
	緑地	0.8	緑地	1.2	

(2) 土地利用計画

内港地区における変更後及び変更前の土地利用計画は、次のとおりである。

表 4-1-2 変更後の土地利用計画

(単位：ha)

用途 地区名	埠頭 用地	交通機能 用地	緑地	合 計
内港	(3.1)	(0.4)	(1.2)	(4.8)
	3.1	0.4	1.2	4.8

注1 ()は、港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する地域の保全に特に密接に関連する土地利用計画で内数である。

注2 端数整理のため、内訳の和は必ずしも合計とはならない。

表 4-1-3 変更前の土地利用計画 (既定計画)

(単位：ha)

用途 地区名	埠頭 用地	交通機能 用地	緑地	合 計
内港	3.7	0.4	0.8	4.9

5. その他の資料

5-1 環境の保全に関する資料

(1) 環境への影響と評価

1) 大気質への影響と評価

今回計画において、新たな負荷量の発生は想定されないことから、大気質に与える影響は軽微であると考えられる。

2) 潮流への影響と評価

今回計画において、潮流を阻害するような新たな埋立は行われなことから、潮流への影響は軽微であると考えられる。

3) 水質への影響と評価

今回計画において、水質汚濁負荷の増加を伴うような施設の計画はなく、潮流の変化も想定されないことから、水質に与える影響は軽微であると考えられる。

4) 底質への影響と評価

今回計画では、新たに底質を悪化させるような発生施設の計画はないため、底質への影響は軽微であると考えられる。

5) 騒音・振動による影響と評価

今回計画において、発生集中交通量の大きな増加は想定されないことから、騒音・振動による影響は軽微であると考えられる。

6) 悪臭による影響と評価

今回計画では、新たに発生する悪臭発生源が特にないため、悪臭による影響は軽微であると考えられる。

7) 生態系への影響と評価

今回の計画変更に伴う大気質、潮流、水質、底質等への影響は軽微であることから、生態系への影響は軽微であると考えられる。

8) 漁業への影響と評価

今回計画では、埋立による漁業権の消滅もなく、生態系への影響も軽微であることから、周辺漁業に与える影響は軽微であると考えられる。

9)その他

本計画では、現状の臨海部の眺望を阻害しないことから、景観への影響は軽微であると考えられる。

以上のことにより、今回計画が周辺環境に及ぼす影響について検討した結果、環境に及ぼす影響は軽微なものであると考えられる。

なお、今後とも環境保全について十分配慮するとともに、計画の実施にあたっては、構造、工法、工期等について十分検討し、環境に与える影響を少なくするよう慎重に行うものとする。

5-2 新旧法線対照図

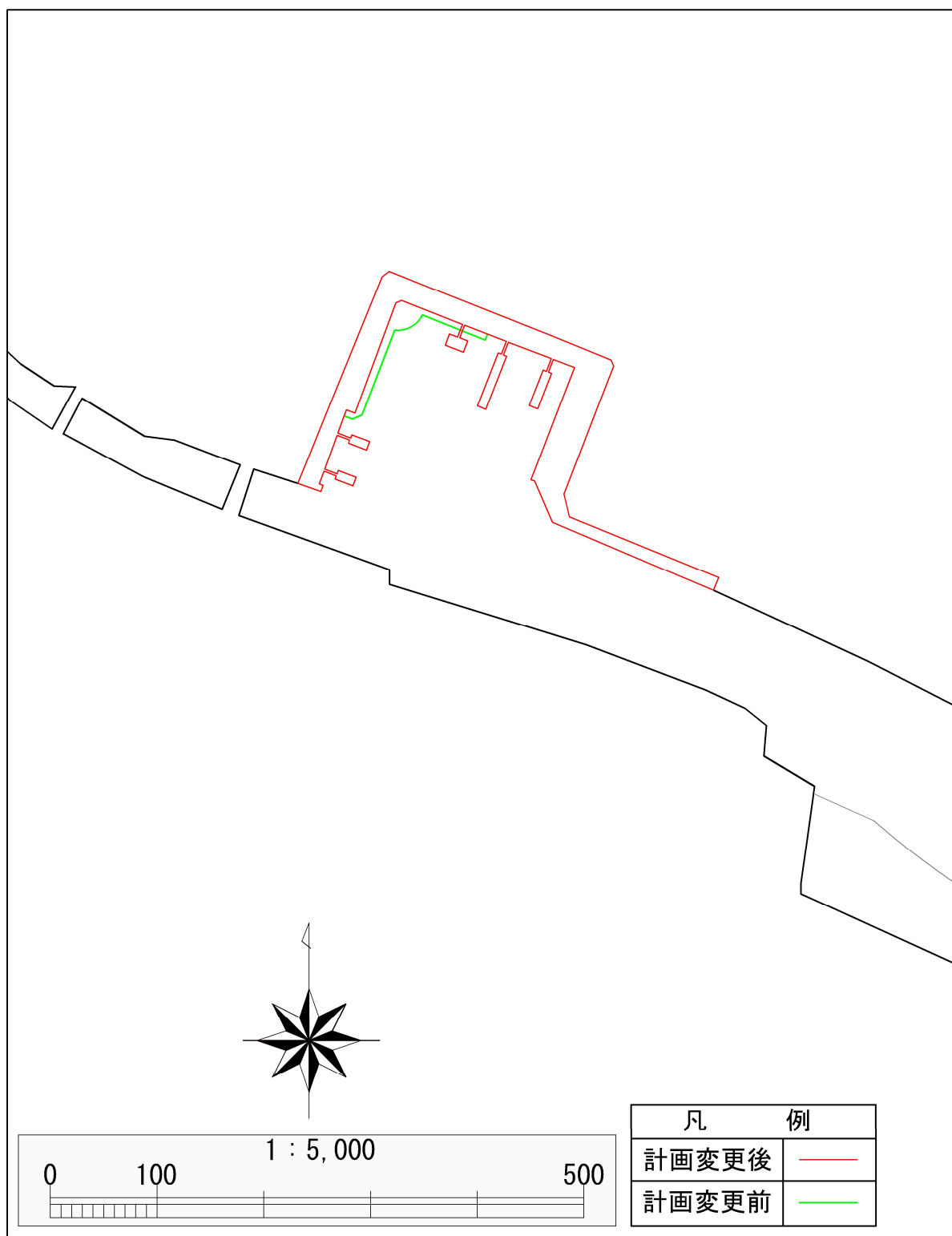


图 5-2-1 新旧对照图

5-3. 地方港湾審議会名簿

広島県尾道糸崎港地方港湾審議会委員名簿

(令和6年3月現在) (敬称略順不同)

区 分	氏 名	所 属 ・ 役 職
学 識 経 験 者	井本 伸	尾道市立大学経済情報学部教授
港 湾 関 係 者	岡本信也	備後海運協同組合代表理事
	亀田龍幸	広島県倉庫協会備後部会
	河本信行	中国地方港運協会尾三支部長
	藤川伸一	尾道漁業協同組合代表理事組合長
	弓場 丞	尾道地区旅客船協会会長
	除補 修	全日本海員組合尾道支部長
県 議 会 議 員	金口 巖	広島県議会議員
	桑木良典	広島県議会議員
	吉井清介	広島県議会議員
	伊藤英治	広島県議会議員
市 議 会 議 員	岡本純祥	三原市議会議員 (議長)
	吉和 宏	尾道市議会議員 (議長)
	熊谷寿人	福山市議会議員 (議長)
国 の 機 関 行 政 機 関 の 職 員	岡田優美	神戸税関福山税関支署長
	真壁貞夫	神戸植物防疫所広島支所尾道出張所長
	竹谷 浩	中国運輸局尾道海事事務所長
	中崎 剛	中国地方整備局長
	後藤宏明	尾道海上保安部長 (尾道糸崎港長)
県 職 員	内藤 孝	広島県土木建築局空港港湾担当部長
市 職 員	岡田吉弘	三原市長
	平谷祐宏	尾道市長
	枝広直幹	福山市長